

土木工事標準仕様書(令和7年4月版) 一部改定について

ページ	項目	旧	新 令和7年6月4日一部改定
1 - 6	1-1-6 施工計画書	<p>2. 施工計画書の記載事項 請負者は、施工計画書を遵守し工事の施工にあたらなければならぬ。 この場合、請負者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、請負者は当初請負代金額が4,500万円未満の工事については、設計図書に示す場合を除き、記載内容の一部を省略する。省略する項目は(2)、(4)、(5)、(6)、(7)、(10)、(11)とする。 なお、つり足場を使用する工事においては、省略する項目から(6)施工方法を除くものとする。</p> <p>(1)実施工程表 (2)現場組織表 (3)安全管理 (4)指定機械及び主要機械(船舶) (5)主要資材 (6)施工方法(主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む) (7)施工管理計画 (8)緊急時の体制及び対応 (9)交通管理 (10)環境対策 (11)現場作業環境の整備 (12)再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 (13)法定休日・所定休日(週休二日の導入) (14)その他 緊急維持工事について、協定を締結した業者は、一般事項として、(3)、(8)、(9)を記載した施工計画書を契約当初に担当者へ提出すること。</p>	<p>2. 施工計画書の記載事項 請負者は、施工計画書を遵守し工事の施工にあたらなければならぬ。 この場合、請負者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、請負者は当初請負代金額が4,500万円未満の工事については、設計図書に示す場合を除き、記載内容の一部を省略する。省略する項目は(2)、(4)、(5)、(6)、(10)、(11)とする。 なお、つり足場を使用する工事においては、省略する項目から(6)施工方法を除くものとする。</p> <p>(1)実施工程表 (2)現場組織表 (3)安全管理 (4)指定機械及び主要機械(船舶) (5)主要資材 (6)施工方法(主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む) (7)施工管理計画 (8)緊急時の体制及び対応 (9)交通管理 (10)環境対策 (11)現場作業環境の整備 (12)再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 (13)法定休日・所定休日(週休二日の導入) (14)その他 緊急維持工事について、協定を締結した業者は、一般事項として、(3)、(8)、(9)を記載した施工計画書を契約当初に担当者へ提出すること。</p>